

# 指定障害福祉サービス事業 に係る留意事項について

青森市福祉部障がい者支援課

令和6年3月

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

## 資料について

---

本資料は、令和6年度報酬改定に伴う、事業所の指定基準の改正及び基本報酬等の改定を中心に説明を行います。

内容は、別添「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁）」時点のものとなります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>

今後、国から発出される通知等で補足する部分もありますのでご了承ください。

# 目次

---

- ①令和6年度障害福祉サービス等の基準改正について
- ②令和6年度報酬改定について
- ③経過措置の終了について
- ④サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の  
役割について
- ⑤化学物質過敏症などの香りで困っている人への  
配慮について
- ⑥市への届出について
- ⑦おわりに

## ①R6基準改正について(法施行規則関係)

**対象：全てのサービス**

**【情報公表に係る報告（=WAMNET(ワムネット)の年度更新）の義務化】**

事業所の指定の更新申請にあたり、情報公表に係る報告を  
しなければならない

(=WAMNETを最新の情報に更新していなければならない)

令和5年度更新率：約60%

**令和6年度から義務化**

3

障害者総合支援法第七十六条の三により、

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下この条において「情報公表対象サービス等」という。)の「提供を開始しようとするとき等」において、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する中核市の市長に報告しなければならない

とされています(児童福祉法第三十三条の十八も同様の内容)

今回の法施行規則の改正により、事業所の更新申請のタイミングで、WAMNETが更新されているか障がい者支援課が確認いたします。

毎年6月頃に、WAMNETから更新の案内が届きますので、更新の有無に関わらず対応してください。

## ①R6基準改正について(法施行規則関係)

### 対象：自立生活援助、地域定着支援

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、  
同居する家族の障害・疾病等の場合に限らず、  
「本人の生活環境の大きな変化その他の事情」により、  
当該障害者の家族等による支援が見込めない状況にある場合においても  
給付決定の対象となる。

令和6年度から改正

これまで、地域生活に移行した後1年間において、日常生活上の相談等を提供する自立生活援助、及び、地域生活における常時の連絡体制・緊急時の相談支援等を提供する地域定着支援については「同居家族に障害・疾病等があることにより、実質一人暮らしと同様の状況」の場合、利用が可能でしたが、改正後は、同居家族の状況に限らず、本人の事情により家族等の支援が見込めない場合も利用が可能となります。



## ①R6基準改正について(このページから基準省令関係)

### 対象：全サービス（利用者が成人の場合）

#### 【意思決定の支援】

- ・サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。

### 令和6年度から義務化

- ・個別支援計画の作成に当たっては、  
「利用者の自己決定の尊重・意思決定の支援」に配慮する。  
「利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合」には、  
当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握する。

### 令和6年度から努力義務化

5

今回、「利用者の意思（≡希望、気持ち、願い）」についての改正がいくつかありますが、こちらは横断的な改正です。

サービスの提供にあたっては、利用者本人へ十分な情報を提供し、意思決定を支援してください。

個別支援計画の作成にあたり、利用者本人が障がいの特性等により、自ら意思決定をすることに困難を抱える場合には、

- ・利用者に対しての選択肢の提示
- ・複数の支援者によるこれまでの生活史を踏まえた推定
- ・事業者以外の視点・意見の取り込み

といった手法を用いて利用者の意思等の把握に努めるとともに、把握までの経過を記録し、残してください。

(参考)

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」(平成29年3月31日付け障発0331第15号)

～障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン～

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

## ①R6基準改正について

### 対象：全サービス（要支援者が児童の場合）

#### 【意思決定の支援】

- ・ 支援の提供に当たっては、児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮を行う。
- ・ 通所支援計画の作成に当たっては、  
児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、  
その最善の利益が優先して考慮され、  
（＝児童にとって最も善いことは何かを考慮すること）  
心身ともに健やかに育成されるよう支援計画を検討する。

※児童の意思の尊重及び最善の利益の優先考慮については、国が手引きを作成する予定。

令和6年度から義務化

6

障害児通所支援の利用者は保護者であり、支援の対象者は児童です。支援の提供に当たっては、児童及びその保護者の意思に配慮してください。

通所支援計画の作成においては児童の年齢及び発達の程度によっては、

- ・ 児童の意見を尊重するべきとは認められない場合
- ・ 尊重するべきと認められるが、最善の利益に繋がらない場合

があることから、児童の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る、と想定されています。「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を参考に、配慮や通所支援計画作成までの経緯等を記録に残してください。

## ①R6基準改正について

### 対象：訪問系を除く全サービス

#### 【意思決定支援】

サービス等利用計画及び個別支援計画の作成に係る会議は

#### ・利用者

も参加すること（体調不良等、やむを得ない場合は除く）。

※障害児通所支援の場合は、児童・保護者の参加は不要。

ただし、児童の意見を尊重し、その最善の利益が優先して  
考慮される体制を確保すること。

令和6年度から義務化

7

計画相談支援事業者が作成するサービス等利用計画及び各障害福祉サービス事業者等が作成する個別支援計画の作成に係る会議についても、利用者の参席が義務化されました。

障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画及び各障害児通所支援事業者が作成する通所支援計画の作成に係る会議については児童・保護者の参加は不要ですが、6ページで示したとおり、児童の意見の尊重とその最善の利益が優先して考慮されることが求められていることから、障害児支援利用計画及び通所支援計画の作成にあたっては、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を参考に、適切な過程を経て、記録を残してください。



## ①R6基準改正について

### 対象：障害者支援施設

#### 【意思決定支援・地域移行支援】

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、  
地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に  
関する意向等を踏まえるものとし、  
個別支援計画の作成に係る会議には、

- ・利用者本人
- ・地域移行等意向確認担当者

も招集し、利用者の生活に対する意向等を踏まえるものとする。

**令和8年度から義務化**

障害者支援施設については、前頁の内容と同様、個別支援計画の作成に係る担当者会議に利用者を交えるほか、後述の地域移行等意向確認担当者を交え、利用者の生活に対する意向等を改めて確認することが義務化されました。

## ①R6基準改正について

### 対象：障害者支援施設

#### 【地域移行等意向確認担当者の役割】

利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ

- ・利用している障害者支援施設以外に利用している障害福祉サービス等の把握
- ・利用している障害者支援施設以外の障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認
- ・アセスメントの際には、地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、個別支援計画作成に係る会議に報告する。

地域移行等  
意向確認等

### 担当者の選任は令和8年度から義務化

9

障害者支援施設からの地域移行に係る、地域移行等意向確認担当者の役割です。

地域移行等意向確認等に関連し、

- ・グループホーム等の見学、地域活動への参加を行った場合の「地域移行促進加算」
- ・前年度の地域移行及び地域定着の実績に応じた「地域移行支援体制加算」

が新設されたほか、令和6年度から努力義務化、令和8年度の義務化以降は地域移行等意向確認体制未整備減算も新設されますので、担当者を選任してください。

## ①R6基準改正について

### 対象：個別支援計画を作成するサービス

#### 【個別支援計画の共有】

障がい者の状況を踏まえたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画が作成されるよう、個別支援計画の利用者・保護者への交付に加え、  
計画相談支援事業者・障害児相談支援事業者  
にも交付する。

**令和6年度から義務化**

利用者の状況に応じた利用計画が作成されるよう各サービス・支援を提供する事業所から、相談支援事業者に対して個別支援計画が提供されることが義務化されました。利用者・保護者への交付の都度、相談支援事業者にも交付してください。

## ①R6基準改正について

### 対象：生活介護、自立訓練（機能訓練）

【基準人員：職種の拡充 リハビリテーション職の配置】

生活介護は平均障害支援区分、機能訓練は利用者数に応じ、  
下記の従業者を常勤換算方式で配置できるようになります。

- ・看護職員 ・生活支援員
- ・（必要な訓練を行う場合）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

高次脳機能障害等の後遺症により  
言語障害を有する者等の支援を行うものとして追加

令和6年度から改正

生活介護及び自立訓練（機能訓練）の基準人員は、  
看護職員、生活支援員、理学療法士、作業療法士  
を常勤換算方式で平均障害支援区分又は利用者数に応じて配置する必要がありますが、改正により  
言語聴覚士を配置した場合でも常勤換算数に含められることとなります。



## ①R6基準改正について

**対象：介護保険 通所リハビリテーション事業者**

基準を満たすことで「共生型自立訓練（機能訓練）」の指定が受けられるサービスとして、介護保険の通所リハビリテーションを追加。

**令和6年度から改正**

12

一定の基準を満たす場合、介護保険の通所リハビリテーションの指定を受けている事業者は「共生型自立訓練（機能訓練）」の指定が受けられるようになります。



## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

就労選択支援は、障害者本人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力及び本人の適性等にあった選択を支援するサービスとして創設されます。

対象者は就労移行支援又は就労継続支援の新規利用者及び、既に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方となり、段階的に「原則として就労選択支援を利用する」対象が増える予定です。

**政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定**

13

就労選択支援は、本人の希望、就労能力及び本人の適性等にあった選択を支援するサービスで、アセスメントの結果によっては、就労系サービスのほか、生活介護や自立訓練等のサービスに結び付けていくことも想定されています。

令和7年10月からは就労継続支援B型の新規利用者（50歳未満・就労経験なし）が原則として就労選択支援を経ることとなり、令和9年度から、就労継続支援A型の新規利用者及び就労移行支援の標準利用期間を超えて更新を希望する方が原則として就労選択支援を経ることとなります。

## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【運営基準】

##### ・事業者要件

就労移行支援事業者又は就労継続支援A・B型事業者であって、「指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」その他これと同様の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると青森市が認める事業者でなければならない。

※市が認める要件については、国の通知等に従い設定する予定。

**政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定**

運営基準の事業者要件は、

- ・就労選択支援を経て選択する就労系サービス事業者であること
- ・過去3年において一般就労に結び付けた実績（もしくはこれに相当する実績）となります。

## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【運営基準】

～運営のおおまかな流れ～

就労アセスメントを行う

- 利用者、給付決定市町村、相談支援事業者、職安等の担当者等を招集して担当者会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認し、担当者等に意見を求めた上で、「アセスメントの結果」を作成する。
- 「アセスメントの結果」を利用者及び相談支援事業者へ提供する。

**政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定**

15

運営基準で規定する、運営のおおまかな流れ、基本プロセスです。

利用者の就労系サービスを利用したい意向に基づき就労選択支援の利用開始

→就労アセスメントの実施

→「アセスメントの結果」に基づき、相談支援事業者がサービス等利用計画に反映

→就労継続支援等の障害福祉サービスの利用開始へ

## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【運営基準】

～運営のおおまかな流れ（続き）～

就労選択支援事業者は、就労アセスメントの結果を踏まえ、職安、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連絡調整を行う。

また、就労選択支援事業者は、自立支援協議会への定期的な参加や、職安への訪問等を通じて、地域の就労支援に係る社会資源・雇用事例等の情報収集に努めるとともに、利用者に対して、進路選択に資する情報を提供するよう努める。

※相談支援事業所は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、上記のような連絡調整・情報提供を行う。

**政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定**

運営基準で規定する、義務・努力義務についてです。

就労選択支援事業者は、以下の行為が課せられます。

- ・就労アセスメントの結果を踏まえた職安、障害者就業・生活支援センター等との連絡調整をしなければならない
- ・地域の就労支援に関する情報収集に努め、利用者へ進路選択に資する情報提供をするよう努める



## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【運営基準】

その他、準用する運営基準の規定については、  
就労移行支援・就労継続支援事業と同様である。  
生産活動の実施・工賃支払あり。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

指定が受けられる事業者要件は「就労移行支援事業者又は就労継続支援A・B型事業者」であり、主な運営基準は就労移行支援・就労継続支援事業と同様です。



## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【人員基準】

- ・ 管理者
- ・ 就労選択支援員（要件は別途告示にて示される）

《員数》利用者：支援員＝１５：１

※短時間のサービスであることから個別支援計画の作成は不要とし、  
就労選択支援事業に対してのサービス管理責任者の配置は求めない。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

18

就労選択支援員は今後告示で示される要件を満たす者である必要があります。

※現時点での情報

- ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件は、  
基礎的研修を就労していることや、就労支援に関して一定の経験を有していること。
- ・ 基礎的研修修了者を就労選択支援員とみなす経過措置と  
一定期間、就労選択支援員養成研修の受講に関する緩和措置あり。

## ①R6基準改正について

### 新サービス：就労選択支援

#### 【設備基準】

訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室

その他運営に必要な設備を設けなければならない。

政令により令和7年10月1日よりサービス創設予定

指定が受けられる事業者要件は「就労移行支援事業者又は就労継続支援A・B型事業者」であり、設備基準は就労移行支援・就労継続支援事業と同様です。

## ①R6基準改正について

**対象：就労移行支援・就労継続支援・計画相談支援**

### 【就労選択支援事業者との連携】

就労系サービスの事業者は、指定計画相談支援事業所と連携し、利用者に対し定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、モニタリングの結果等を踏まえて、就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労系サービス事業所と連携し、就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

**就労選択支援の創設後から義務化**

20

原則として就労選択支援を利用するタイミングのほか、特定のサービス利用開始後も、就労ニーズや能力等の変化に応じ、選択肢を積極的に検討する機会としての就労選択支援を希望に応じて利用できるよう、就労選択支援事業者及び相談支援事業所は互いに連携し、利用者へ就労選択支援事業についての情報提供を行わなければならないこととなります。

## ①R6基準改正について

### 対象：就労継続支援B型

#### 【工賃の支払いについて】

工賃の支払いに要する額は、原則として、

**自立支援給付をもって充ててはならない。**

$$\begin{array}{l} \text{生産活動に係る事業の収入} \\ - \text{生産活動に係る事業に必要な経費} \end{array} \geq \text{工賃の総額}$$

※就労継続支援A型（非雇用の利用者の工賃）と同様の整理

**令和6年度から明確化**

21

就労継続支援B型事業において、前年度の平均工賃月額、報酬改定後においても基本報酬の増減に関わる内容です。生産活動の収支差額のみから工賃を支払ってください。

以下の行為は、指定基準違反となりますのでご注意ください。

- ・平均工賃月額が3000円を超えるように、給付費を加えて工賃を支払うこと
- ・平均工賃月額を高く見せるために、給付費を加えて工賃を支払うこと

※原則として・・・①～③のいずれにも該当する場合は事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって、工賃の補填を行っても差し支えありませんが、至った経緯などを記録してください。

- ① 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくは激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると指定権者が認めた場合
- ② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが数か月にわたり十分な生産活動収入が得られなかった場合
- ③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合



## ①R6基準改正について

### 対象：自立生活援助

#### 【実施主体の緩和】

- ・特定のサービス等の事業所指定を受けていることが不要となる。

#### 【サービス管理責任者に関する緩和】

- ・常勤のサービス管理責任者1名あたりの利用者数：60人
- ・非常勤のサービス管理責任者1名あたりの利用者数：30人
- ・一般相談支援事業と一体的に運営する場合、  
相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。

#### 【訪問面接の緩和】

- ・利用者への定期的な訪問面接に、テレビ電話等が活用可能となる。

**令和6年度から基準緩和**

22

自立生活援助事業は、これまで「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設、相談支援」のいずれかの指定を受けている必要がありましたが、不要となります。

サービス管理責任者に関する要件が緩和されたことから、相談支援事業所における一連の支援として事業開始することが可能となりました。

訪問面接の緩和については、訪問とテレビ電話等を組み合わせた報酬区分が新設される予定ですが、今後の告示及び留意事項通知により、各区分の報酬単価及び算定できる要件を御確認ください。



## ①R6基準改正について

### 対象：共同生活援助

#### 【法改正による援助内容の明確化】

- ・ 身体及び精神の状況等に応じた  
相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他日常生活上の援助
- ・ 日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、  
住居の確保に係る援助
- ・ その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に  
必要な援助

※一人暮らし等を希望する者に対する支援等が「援助」に含まれている

令和6年度から明確化

共同生活援助の運営基準において「共同生活住居での生活から、一人暮らし等を希望する者に対する移行前後の支援」が、共同生活援助事業の支援に含まれている、と明確化されました。

これに伴う加算も新設されましたが、利用者からの明確な意思表示などがあって算定可能となるものですのでご注意ください。

## ①R6基準改正について

### 対象：共同生活援助・障害者支援施設

#### 【地域連携推進会議】

＝利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、  
障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等  
により構成される協議会

事業者は、おおむね1年に1回以上、この会議において事業の運営に係る状況を報告するとともに、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、その記録を公表する。併せて、概ね年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける。

**令和7年度から義務化**

24

国の障害者部会報告書において、

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘がありました。

これを踏まえ、各事業所に地域連携推進会議を設置して、年に1回以上会議を開催し、その結果を公表しなければなりません（第三者による評価の実施状況の公表でも可）。

## ①R6基準改正について

### 対象：共同生活援助・障害者支援施設

#### 【医療機関との連携】

新興感染症の発生時に事業所内の患者等への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、事業者は、「第二種協定指定医療機関」との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

#### ※第二種協定指定医療機関

今後、青森県が指定する予定。

**令和6年度から努力義務**

25

共同生活援助及び障害者支援施設について、「第二種協定指定医療機関」との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めることについて努力義務となります。新設される予定の「感染症対策向上加算」の要件も確認しつつ、対応に努めてください。

なお、協力医療機関が第二種協定指定医療機関の場合は、新興感染症の発生時等の対応の取り決めは義務となりますので、協力医療機関が県から第二種協定指定医療機関の指定を受けた場合は、速やかに対応願います。

## ①R6基準改正について

### 対象：就労移行支援

#### 【最低基準の緩和】

定員規模が 20人以上 から 10人以上 に改正

※多機能型の特例においては引き続き5人以上。

新規指定を申請する際の配置必要職員数（常勤換算）が半減します。

- ・これまで：職業指導員等で常勤換算4.2+サービス管理責任者
- ・改正後：職業指導員等で常勤換算2.1+サービス管理責任者

令和6年度から緩和

就労移行支援の定員規模について緩和されます。

これにより、新規指定時の利用者数（＝定員の90％）が最低で9人となり、配置必要職員数が減ります。



## ①R6基準改正について

### 対象：相談支援事業所等

#### 【相談支援員の新設】

下記の要件を満たす相談支援事業所において、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者を「相談支援員」として配置し、特定相談支援・障害児相談支援・一般相談支援・自立生活援助等の業務に従事させることができる。

#### （要件）

- ・機能強化型サービス利用支援費若しくは機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たす相談支援事業所であること
- ・事業所に配置されている主任相談支援専門員により、相談支援員への指導・助言体制が確保されていること。

**令和6年度から配置可能**

一定の規模を有する事業所であること、有資格者が必要、といった要件がありますが、相談支援事業と自立生活援助を一体的に運営する事業所において、有資格者を相談支援員として配置することが可能となります。

## ①R6基準改正について

### 対象：（医療型）児童発達支援センター

#### 【医療型児童発達支援事業の廃止に伴う整理等】

- ・ 医療型児童発達支援の児童発達支援センターへの一元化
- ・ 児童発達支援センターの指定基準の3類型

「障害児」 「主に難聴児」 「主に重症心身障害児」

の区分を「障害児」に一元化。

※一元化された後の人員基準は令和9年3月31日まで従前の例で可。

設備基準は当分の間、従前の例で可。

令和6年度から一元化

「医療型児童発達支援」が廃止となり、児童発達支援センターに一元化されます。

また、児童発達支援センターの指定基準の3類型の一元化は、児童が身近な地域で多様な支援を受けられる体制整備を進めるものです。

児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う中核拠点として位置付けられています。

- ・ 多職種連携による専門的な支援体制・取組
- ・ 障害児専門人材の配置・取組
- ・ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組

など、一定の要件を満たした場合に算定できる「中核機能強化加算」の新設が予定されていますので、専門的かつ多様な支援の提供や市内事業所間の連携強化に努めてください。

## ①R6基準改正について

### 対象：児童発達支援・放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援

#### 【総合的な支援】

支援の提供に当たっては、「心身の健康等に関する領域」を含む総合的な支援を行わなければならない。（児童の特性を踏まえた支援を確保する観点）

- ※5領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を**全て含めた総合的な支援を基本**とする。
- 通所支援計画において5領域とのつながりを明確にすることを国は求めており、ガイドラインの更新と通所支援計画の参考様式が示される予定。

**令和6年度から改正**

29

通所支援計画の作成に係る適切なアセスメントと、児童の特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援・関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い障害児通所支援の提供を推進する観点から、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とする改正です。

令和6年度の初回更新（令和6年9月末まで）において、通所支援計画における5領域とのつながりを明確にさせていただくこととなりますので、今後示されるガイドライン及び通所支援計画の参考様式を参考に、計画作成をしてください。

※新しい参考様式と実施手順については国のガイドラインで示される予定です。

## ①R6基準改正について

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス  
居宅訪問型児童発達支援**

【支援内容の見える化】

「**支援プログラム**（＝5領域とのつながりを明確にした、事業所全体の支援内容を示すプログラム）」を事業所ごとに**策定**し、**公表**しなければならない。

**令和7年度から義務化、未実施減算も適用**

30

支援プログラムの見える化を進める観点から、その公表を義務化する改正です。

「支援プログラム未公表減算（所定単位数の85%算定）」も創設されました。

令和6年度中の整備・公表に向け、今後示される国のガイドラインや参考様式を参考にしてください。



## ①R6基準改正について

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス  
保育所等訪問支援・障害児相談支援**

### 【インクルージョンの推進①】

事業者は、児童が指定通所支援を利用することにより、  
地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、

(＝並行通園の開始、保育所等への完全移行、等)

障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、  
児童の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に  
努めなければならない。

※インクルージョンの推進については、障害児相談支援についても同等の改正。

**令和6年度から努力義務**

障がいの有無に関わらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策の連続性（切れ目のない支援）を推進していくことが重要です。国のガイドラインを踏まえた取組に努めてください。

## ①R6基準改正について

### 対象：児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

#### 【インクルージョンの推進②】

児童発達支援管理責任者は、インクルージョンの観点を踏まえた

(=保育所等への移行支援、地域との交流の機会の確保、等)

指定通所支援の具体的内容、指定通所支援を提供する上での留意事項

その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成しなければ

ならない。

※インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援等についても、

国のガイドラインにて示される予定。

**令和6年度から改正**

通所支援計画において、国のガイドラインを参考に

・インクルージョンの観点を踏まえた取組及び

・支援におけるインクルージョンの視点

について明記してください。

## ①R6基準改正について

### 対象：保育所等訪問支援 児童発達支援・放課後等デイサービス

#### 【自己評価等の実施（新設）】

保育所等訪問支援事業者は、おおむね年に一回以上、

#### 自己評価・保護者評価・訪問先施設評価・改善の内容

を保護者に示すとともに、インターネット等で公表しなければ  
ならない。

#### 【自己評価等の実施（保育所等訪問支援と併せて改正）】

自己評価は、「事業者による自らの評価」と「従業員からの評価」へ

**令和6年度から改正、令和7年度から未公表減算適用**

33

すでに、児童発達支援及び放課後等デイサービスで実施が義務付けられていた「自己評価等」について、保育所等訪問支援にも導入する改正です。保育所等訪問支援の固有の事項として、「訪問先施設による評価」があります。また、各支援の「自己評価」について、「事業者による自らの評価」に加え「従業員からの評価」の実施が義務付けられます。

#### ◎児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・自己評価(事業者による自らの評価・従業員からの評価)、保護者評価
- ・改善の内容を保護者に示す&公表

#### ◎保育所等訪問支援事業

- ・自己評価(事業者による自らの評価・従業員からの評価)、保護者評価、訪問先施設評価
- ・改善の内容を保護者に示す&公表

一年間の経過措置期間の後、令和7年度から「自己評価等未公表減算」が適用となりますので、おおむね年に一回以上、自己評価等の実施と公表を行ってください。

※新しい参考様式と実施手順については国のガイドラインで示される予定です。

## ②R6報酬改定について

### 対象：相談支援事業以外全てのサービス

【福祉・介護職員等処遇改善加算への一本化・加算率引き上げ】

福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、名称が「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）」になります。

令和6年度は激変緩和措置があり、令和7年度はさらに率がアップする予定です。

**令和6年6月から改正**

34

福祉・介護職員等処遇改善加算は、

令和6年度は令和5年度と比較して2.5%のベースアップ

令和7年度は令和6年度と比較して2.0%のベースアップ

を目指すものです。加算の取得により、従業者の職場定着に活用してください。

※令和6年度の激変緩和措置

福祉・介護職員等処遇改善加算はサービスごとに率のばらつきがあるため、率が全サービスで共通の「福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）」に移行した際に、これまでの3つの処遇改善加算の率の合計を維持したまま率の引き上げを受けることができるようにすること。



## ②R6報酬改定について

### 対象：生活介護

#### 【基本報酬区分の見直し】

令和5年度までの基本報酬区分は、

「利用定員」と「利用者ごとの障害支援区分」で区分されていましたが、

令和6年度報酬改定後は

「利用定員」、「利用者ごとの障害支援区分」

及び「利用者ごとの所要時間」によって決まることとなります。

**令和6年度から改正**

35

これまで、利用者ごとの所要時間によらず、一日分の報酬が算定されていましたが、報酬改定後は「利用者ごとの所要時間」に基づき算定されることとなります。その一方で、基本報酬として評価できるのが最大9時間となり、これまでであれば延長支援加算で評価されてきた時間の報酬が増えることとなります。

「利用者ごとの所要時間」ですが、留意事項通知には「所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。」とあり、「所要時間≠実利用時間」とわかります。

また、今回の改定に伴い、「利用者数（前年度の利用者数の平均）」の算出方法が変わります。（以下、解釈通知を編集したもの）

～生活介護に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法～

「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とし、この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

利用者延べ数については、所要時間3時間未満～5時間未満の利用者は「0.5」、所要時間5時間以上～7時間未満の利用者は「0.75」、所要時間8時間以上の利用者は「1.0」として数える。

※令和6年度当初に算出する「前年度の平均値」を、これまでの算出方法とするのか新しい算出方法とするのかについては、わかり次第お知らせします。

延長支援加算を新規に算定する場合、延長支援加算の様式・対象者リスト・個別支援計画の写を添付して変更届出を行ってください。

## ②R6報酬改定について

### 対象：就労継続支援A型

【スコア方式による評価項目の見直し】

#### ○評価点の配分が上がった項目

- ・一日の平均労働時間による評価
- ・生産活動収支の差額で最低賃金を支払えている場合の評価  
※支払えていない場合は減点が発生する。

#### ○新規項目

- ・生産活動収支の差額で最低賃金を支払えない事業所について、  
経営改善計画を作成していなければ減点する評価
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組に関する評価

令和6年度から改正

36

スコア方式における配点の変更により、基本報酬の区分が大きく変更になる場合もあると予想されますので、報酬の見込みを立てる際は御注意ください。

#### ○配点アップ(この2項目で200点満点中150点)

【労働時間】一日の平均労働時間による評価

【生産活動】前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価

#### ○配点ダウン

【多様な働き方】利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況による評価

【支援力向上】職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績による評価

#### ○配点そのまま

【地域連携活動】地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取り組み実績による評価

#### ○新規(減点または零点)

【経営改善計画】経営改善計画の作成状況による評価

#### ○新規(配分：小)

【利用者の知識及び能力向上】利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況による評価

## ②R6報酬改定について

### 対象：就労継続支援B型

【平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し】

令和6年度報酬改定においては、最低賃金等の上昇に伴い、報酬単価は基本的にアップしているのですが、平均工賃月額「1万円以上1.5万円未満」「1万円未満」の区分については、報酬単価が下がっています。

【手厚い人員配置の評価】

「利用者：従業者」＝「10：1」「7.5：1」「6：1」の3つの区分になります。

※この改正に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の人員配置要件は「5：1」へ。

**令和6年度から改正**

37

（参考）青森市内の就労継続支援事業所の平均工賃月額（令和4年度）：「14,541円」

目標工賃達成指導員配置加算に加え、「目標工賃達成加算」が新設されています。

※前年度の工賃が、前年度の工賃向上計画の工賃を上回った場合で、かつ、その差額が工賃の全国平均の伸びを上回っている場合に評価する加算です。



## ②R6報酬改定について

### 対象：児童発達支援・放課後等デイサービス

#### 【基本報酬区分の見直し】

令和5年度までの基本報酬区分は、

「利用定員」と「利用者ごとの区分（医ケア・重心等）」で区分されていましたが

令和6年度報酬改定後は、

「利用定員」、「利用者ごとの区分」及び「利用者ごとの所要時間」によって決まることとなります。

**令和6年度から改正**

38

これまでは、利用者ごとの所要時間によらず、一日分の報酬が算定されていましたが、報酬改定後は「利用者ごとの所要時間」に基づき算定されることとなります。

「利用者ごとの所要時間」については、生活介護と同様「通所支援計画に基づいて行われるべき指定通所支援を行うための標準的な時間」に基づくこととなります。

児童発達支援

・・・30分以上5時間まで

放課後等デイサービス

・・・授業終了後は30分以上3時間まで

学校休業日は30分以上5時間まで

※通所支援計画において、支援を行うための標準的な時間を30分未満から段階的に増やす場合は、基本報酬の請求にも関わることから、市町村（給付決定担当者）へ事前協議が必要です。

基本報酬で評価される所要時間を超えて提供される支援については「延長支援加算」で評価されることとなります。

延長支援加算を新規に算定する場合、延長支援加算の様式・対象者リスト・通所支援計画の写を添付して変更届出を行ってください。



### ③経過措置の終了について

#### 全サービス対象

#### 感染症予防及びまん延防止のため講ずべき措置

①感染対策委員会の定期的な開催

②感染対策マニュアルを踏まえた指針の整備

③研修及び訓練の定期的な実施

他の会議との  
一体的な設置が  
可能です。

・定期的な研修と、その記録が  
必要。  
・発生時の対応について、  
定期的な訓練が必要

令和6年度から義務化

ここからは、令和5年度で経過措置が終了する事項になります。

感染症対策マニュアルを踏まえた指針について、令和6年3月31日までに整備を完了してください。また、令和6年度からは、感染症対策委員会を開催するとともに、研修及び訓練を実施してください。

参考資料

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」

### ③経過措置の終了について

#### 全サービス対象

#### 業務継続計画の策定と計画に従い講ずべき措置

- 業務継続計画の策定
- 全従業員への研修及び訓練の実施
- 業務継続計画の見直しと変更

他の事業者との連携による  
計画策定・研修や訓練の  
実施が可能です。

#### 令和6年度から義務化

業務継続計画について、令和6年3月31日までに整備を完了してください。  
また、令和6年度からは全従業員への研修及び訓練を実施してください。

#### 参考資料

- 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

### ③経過措置の終了について

#### ○業務継続計画に記載すべき項目

アとイは  
一体的な策定が  
可能です。

#### ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制  
（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

#### イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号、令和3年3月30日障発0330第3号改正）」第三3(23)②ア及びイの内容になります。



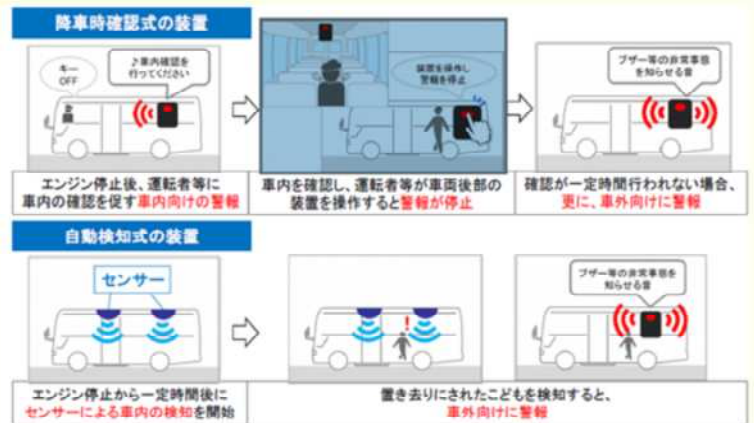
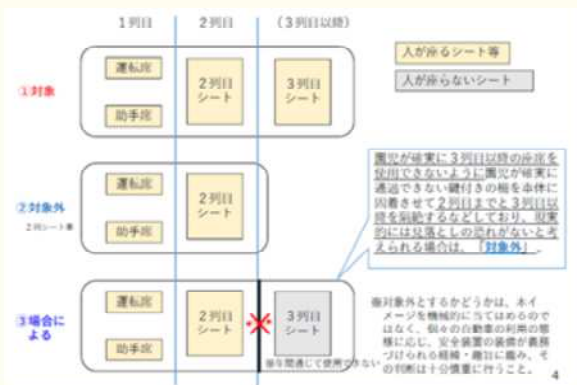
### ③経過措置の終了について

**対象：障害児通所支援事業所**

### ○送迎車両の安全装置装備

**令和6年度から義務化**

対象車両：原則、座席が3列以上ある送迎車両



国のガイドラインに適合する装置のリストの公開先URL (随時更新予定)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list>

既存の事業所及び令和5年度中に新規指定を受けた事業所は装備が必要な車両に対して補助を実施しました。

令和6年度以降は、義務化されている年度となるため、事業者が自ら必要に応じ車両に装置を備える必要があります。



### ③経過措置の終了について

**対象：障害児通所支援事業所**

#### ○安全計画の策定

【盛り込むべき内容】

- ①安全点検について
  - (1) 施設・設備の安全点検
  - (2) マニュアルの策定・共有
- ②児童・保護者への安全指導等
  - (1) 児童への安全指導
  - (2) 保護者への説明・共有
- ③実践的な訓練や研修の実施
- ④再発防止の徹底

**令和6年度から義務化**

安全計画について、①～④の内容を盛り込み、参考資料を確認しながら令和6年3月31日までに整備を完了してください。

参考資料

「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（厚生労働省子ども家庭局保育課 令和4年12月15日事務連絡）」

## ④ サービス管理責任者・児童発達管理責任者の役割について

### ①利用者支援プロセスの管理

○支援の進行管理 ○個別支援計画の作成・修正

### ②サービス提供者への指導・助言

○支援の質の向上(人材育成・指導助言)

### ③関係機関との連携

○サービス担当者会議への参加  
○地域資源との連携

事業所内

関係機関

地域社会

個別支援の質を担保し、  
事業所と利用者を地域社会へとつなげる役割

サービス管理責任者・児童発達管理責任者の役割についてです。

これらの職種の方に求められる役割は

- ①利用者支援プロセスの管理（支援の進行管理、個別支援計画の作成・修正など）
- ②サービス提供者への指導・助言（支援の質の向上のための人材育成・指導助言）
- ③関係機関との連携（サービス担当者会議への参加、地域資源との連携）

といったものになります。

個別支援の質を担保し、事業所と利用者を地域社会へとつなげる役割が求められています。

## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### ① 利用者支援プロセスの管理 個別支援計画の作成

#### アセスメント

- ↳ 個別支援計画 原案 作成
- ↳ 個別支援 担当者会議
- ↳ 個別支援計画(本案)作成
- ↳ モニタリング

**NGポイント**  
×計画に位置付けることが  
必要な加算について  
記載していなかった

**NGポイント**  
×利用者や保護者の  
同意を得ていなかった  
×必要な頻度で見直しを  
していなかった

**NGポイント**  
×サービス管理責任者以外  
の従事者が作成していた  
×一連の流れが適切に  
行われていなかった

 **個別支援計画未作成減算**  
所定単位数の70/100～50/100へ減算  
既請求分の過誤請求が必要となる場合も有



## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### ① 利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

×サービス管理責任者以外の従事者が作成していた

NG! 

(NG例) 生活支援員が計画を作成し、サビ管が確認・決裁していた

個別支援計画作成プロセス（アセスメント⇒計画の検討・作成⇒モニタリング）にはサービス提供職員・相談支援事業者・利用者などの多くの方が関わりますが、**実際にアセスメント等を行い、計画を作成できるのはサービス管理責任者・児童発達管理責任者のみ**です。

×一連の流れが適切に行われていなかった

NG! 

(NG例) モニタリングを行わないまま、個別支援計画の見直しを行っていた

(NG例) 計画作成(2月6日)⇒個別支援会議(2月10日)など一部順番が前後していた

相談支援事業者によるアセスメントから始まるサービス利用計画⇒個別支援計画の作成プロセスは、**利用者のニーズを把握し、現状と達成すべき状態との差異を明確にするために必要なプロセス**です。

46

### ① 利用者支援プロセスの管理における個別支援計画の作成について

全国的に上記のような支援例があり、指導の対象となっております。個別支援計画の作成は利用者ニーズを把握し、現状と達成すべき状態との差異を明確にするために必要なプロセスですので、「適切な流れ」で「サビ管・児発管」が作成してください。

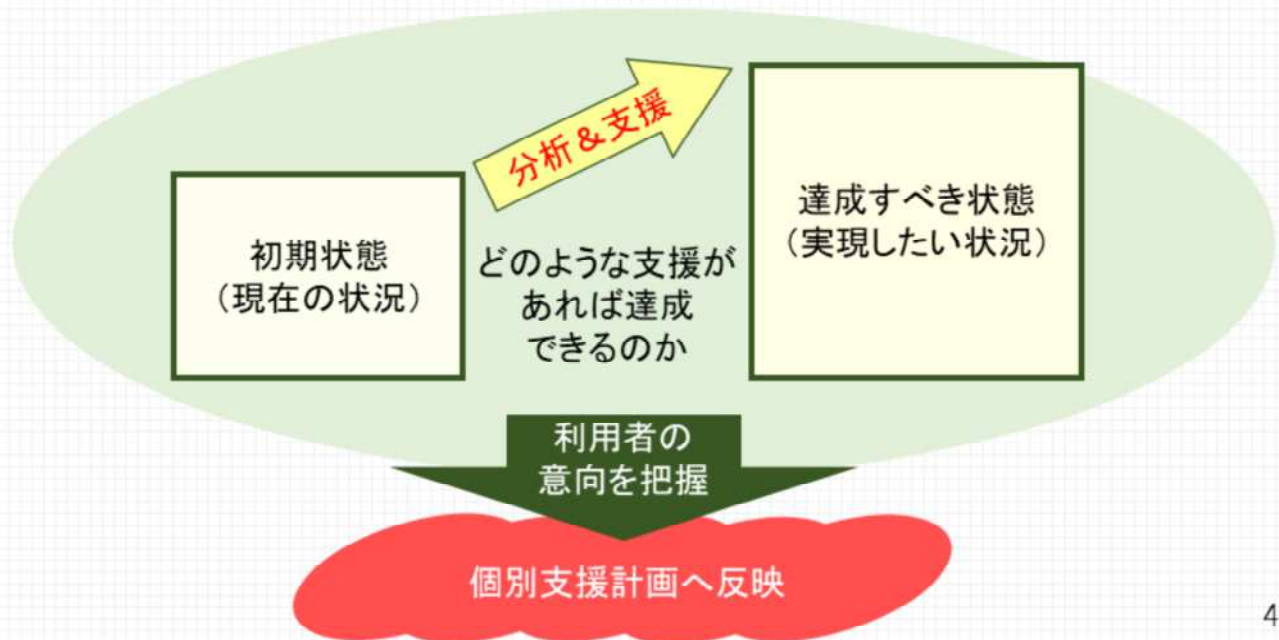




## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### 利用者支援プロセスの管理（個別支援計画の作成）

- 役割
- ・達成すべき状態の明確化
  - ・ニーズに基づき利用者の望みを実現



個別支援計画の作成においては、達成すべき状態（実現したい状況）を明確にするとともに、利用者の意向を把握し、その実現に向けて必要な支援が何かを分析してください。

## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### 利用者支援プロセスの管理(個別支援計画の作成)

#### ×利用者や保護者の同意を得ていなかった

NG! 

○計画原案作成

⇒説明&同意

○本計画

⇒交付

○モニタリング

⇒結果の記録

本計画の交付時、  
サインもしくは押印をもらう  
※代筆も可能  
(代筆者明記すること)

OK! 

原則、本計画の交付後にサービス利用となるが、新規利用の場合は、アセスメントの必要性から、利用開始月の末日までに本計画を作成すればOK

#### ×必要な頻度で見直しをしていなかった

NG! 

就労移行支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助

⇒少なくとも**3カ月に1回以上**の見直しを行う

療養介護、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、

共同生活援助、施設入所支援、障害児通所支援においては全てのサービス

⇒少なくとも**6カ月に1回以上**の見直しを行う

OK! 

49

利用者支援プロセスの管理における個別支援計画の作成について、全国的に上記のような誤った支援例があり、指導の対象となっております。個別支援計画の作成は利用者ニーズを把握し、現状と達成すべき状態との差異を明確にするために必要なプロセスですので、「利用者の同意を得る・必要な頻度で見直しを行うなど必要なステップを経て」作成してください。



## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

利用者支援プロセスの管理(個別支援計画の作成)

**NG!** 

×計画に位置付けることが必要な加算について記載していなかった

↓個別支援計画に位置づけが必要な加算の例↓

- ・緊急時対応加算
- ・地域生活移行個別支援特別加算
- ・訪問支援特別加算
- ・入院・外泊時加算Ⅱ
- ・食事提供体制加算
- ・強度行動障害者地域移行特別加算
- ・延長支援加算
- ・強度行動障害者体験利用加算
- ・夜間支援等体制加算Ⅰ
- ・長期入院時支援特別加算
- ・日中支援加算
- ・入院時特別支援加算
- ・入院時支援特別加算
- ・移行準備支援体制加算Ⅱ
- ・家庭連携加算
- ・事業所内相談支援加算

**OK!** 

◎個別支援計画に上記加算を記載した後に、支援・請求を行う

50

利用者支援プロセスの管理における個別支援計画の作成について、全国的に上記のような誤った支援例があり、指導の対象となっております。個別支援計画の作成は利用者ニーズを把握し、現状と達成すべき状態との差異を明確にするために必要なプロセスですので、「必要となる支援に関して個別支援計画に具体的に盛り込んで」作成し、支援・加算の請求を行ってください。



## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### ② サービス提供者への指導・助言

- チームマネジメントが基本であること
- 利用者の権利擁護などの幅広い視点を伝えること
- 高度な専門的知識・技術獲得のための研修などの企画・運営

#### 実施方法

- ↳ 適切なサービス提供のため、都度必要な助言・指導
- ↳ 「個別支援会議(事業所内カンファレンス)の進行役として議論を深める
- ↳ 「サービス利用計画」に基づく「個別支援計画」の作成
- ↳ off the job training 研修等(障害特性・支援困難事例・虐待等)
- ↳ on the job training 利用者面接・見学案内への同席等

支援会議  
・チームアプローチの場  
・サービス提供職員と  
協働して検討

チームの共通目標を設定し、課題を共有  
⇒ 良好なチームワークが大きな成果を生む

メンバーのやる気を引き出す  
(指摘 より 気づき へ)

### ② サービス管理責任者が行うサービス提供者への指導・助言について

福祉サービスの提供は一人で行うことはできず、チームで支援にあたることと思います。

サビ管・児発管にはチームを統括するリーダーの役割が求められており、サビ管・児発管のチームへの関わり方は、チームの雰囲気にも多大な影響力を持っています。

環境によっては、職員がサービス提供を行う上で得た小さな気づきや改善点が共有されず、支援の質が向上していかないどころか、対応策がわからず良くない対応をとったり、最悪の場合、虐待案件となっていたケースもあります。

目標や課題、気づきを共有できる環境を良好なチームワークの基盤とし、利用者への支援の質の向上を図っていただきますようお願いいたします。

## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

### ③ 関係機関との連携

#### ○ サービス担当者会議(サービス等利用計画作成会議)への参加

↳ 相談支援専門員と連携し、支援チームを構築

※R6報酬改定:個別支援計画を相談支援専門員に交付することが必要

↳ 個別支援計画は関係者が支援のために連携するためのツール

#### ○ 地域資源や他事業所とのつながりを模索する

↳ 利用者ニーズに対し、事業所で完結するサービスでは限界がある場合も。

↳ “地域資源”との協働(他職種チームの構築・インクルーシブな社会に向けて)

・医療機関  
・保健所  
・包括支援センター  
・介護施設

医療・介護

・学校  
・認定こども園  
・教育研修センター  
・はぐくみプラザ

教育・保育

・ハローワーク  
・ジョブコーチ事業  
・障害者就業・生活  
支援センター

労働

・町会  
・民生委員  
・社会福祉協議会  
・市役所各課

地域・行政

52

### ③ 関係機関との連携について

利用者ニーズへの対応は、「②サービス提供者への指導・助言」で申し上げた事業所内のチームアプローチに加え、事業所外の地域資源との協働が必要となる場面も多くあります。

そのため、

○地域資源と利用者を結びつける相談支援専門員との結びつきを強める

○利用者が実際に関わっている他分野の地域資源との情報共有を行う

といったことが、利用者のQOL向上に大きく寄与します。

障がい福祉サービス利用中の利用者の状況はあくまで一側面であり、病院での状況や、学校での生活状況、家庭環境などの多面的な情報を得る、もしくは多面的にアプローチしていくことで解決する問題も多くありますので、関係機関との連携を進めてください。

## ④ サービス管理責任者 児童発達管理責任者 の役割について

---

### 参考資料

国立障害者リハビリテーションセンター

:『サービス管理責任者等の役割と業務』

<http://www.rehab.go.jp/College/japanese/kenshu/2017/files/1-04.pdf>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター

:地域関係機関・職種の連携による障害者の就職と職場定着の支援

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/p8ocur0000000wxa-att/kyouzai61.pdf>



## ⑤化学物質過敏症などの香りで困っている人への配慮について



“ヘルパーさんの柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がする”・“サービスを使えない”という相談が、青森市や消費生活センター等に寄せられております。利用者へ、可能な限りご配慮をお願いいたします。

### 化学物質過敏症

アレルギー疾患にも似ており、特定の物質に少量でも曝露されると過敏症状を来たします。アレルギー疾患様の症状に加え、反復曝露により体内に蓄積し、慢性的な症状を来すという中毒性疾患に近い性格も兼ね備えています。

(関係省庁作成ポスター)

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kansensho-taisaku/fukushi-kenkou/kenkou-iryuu/nanbyou/documents/poster.pdf>

(青森市ホームページ)

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kansensho-taisaku/fukushi-kenkou/kenkou-iryuu/nanbyou/cs.html>

⑤化学物質過敏症などの香りで困っている人への配慮についてです。

“ヘルパーさんの柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がする”  
“サービスを使えない”

という相談が、青森市や消費生活センター等に寄せられております。利用者へ可能な限りご配慮したサービスの提供をお願いいたします。



## ⑥市への届出について（年度初めに提出が必要な書類）

提出書類	提出が必要な事業所	提出期限
就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援A型事業所	令和6年4月15日 (予定)
就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援B型事業所	
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労移行支援事業所	
就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労定着支援事業所	
就職状況報告書	全ての就労継続支援A型事業所 ・就労移行支援事業所	
処遇改善加算計画書	加算を算定する全ての事業所	
報酬改定に伴う確認のため「給付費の算定に係る体制等状況一覧表」「各加算の届出様式」等の提出が必要になると見込んでおります。変更になった様式の提供と併せて、メールにて随時、ご案内いたします。		

55

### ⑥市への届出について（年度初めに提出が必要な書類）

上記書類に関しましては、「前年度の平均利用者数」等の実績を用いることから、年度初めに提出が必要となっておりますので、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

また、令和6年度報酬改定に伴い新設・変更となる加算も数多くありますことから、こちらも変更届の提出が必要となります。

様式・提出期限等に関しましてはわかり次第ご案内させていただきます。

## ⑦おわりに

---

### ○届出済の情報に変更があった場合

電話・FAX番号、メールアドレス（担当者様の名前等）

➡ 変更届は不要ですが、変更後の情報を  
障がい者支援課まで必ずお知らせください。

### ○事業者の皆様へのお願い

周知・情報提供・調査依頼などは、基本的にメールでお知らせしておりますので 一日に一度、メールをご確認ください  
よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたらいつでもご相談ください。

今後ともよろしくお願いいたします。